

(仮称) 福島北風力発電事業

環境影響評価準備書についての 意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 12 月

HSE 株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び方法	3
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 ...	4
1. 意見の概要及び事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 4 年 10 月 14 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和 4 年 10 月 14 日付 福島民友新聞、福島民報、河北新報

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報こおり「お知らせ版」 2022 年 10 月 5 日号(令和 4 年 10 月 5 日発行)
- ・広報くにみ 2022 年 10 月号(令和 4 年 10 月 1 日発行)
- ・広報しろいし 2022 年 10 月号(令和 4 年 10 月 1 日発行)

③ インターネットによるお知らせ

令和 4 年 10 月 14 日から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県ホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/>
- ・宮城県ホームページ
<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/>
- ・福島市ホームページ
http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyou-hozen/assessment/kankyo_assessment.html
- ・桑折町ホームページ
<https://www.town.koori.fukushima.jp/kurashi/index.html>
- ・国見町ホームページ
<https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/4/14109.html>
- ・白石市ホームページ
<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/18/25663.html>
- ・HSE 株式会社 ウェブサイト
<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁 生活環境部 環境共生課
- ・福島市役所 環境課
- ・福島市役所 放射線モニタリングセンター
- ・福島市役所 飯坂支所
- ・福島市役所 飯坂支所 茂庭出張所
- ・桑折町役場 生活環境課
- ・国見町役場 住民防災課
- ・宮城県庁 環境生活部 環境対策課
- ・白石市役所 市民経済部 市民生活課

② インターネットの利用による縦覧

- ・HSE 株式会社 ウェブサイト
<https://www.h-sustainable-energy.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和4年10月14日（金）から令和4年11月14日（月）まで
（土、日、祝日及び閉庁日を除く。）
- ・縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は、2名であった。

(内訳) 福島県庁 生活環境部 環境共生課	1名
福島市役所 環境課	0名
福島市役所 放射線モニタリングセンター	0名
福島市役所 飯坂支所	0名
福島市役所 飯坂支所 茂庭出張所	0名
桑折町役場 生活環境課	0名
国見町役場 住民防災課	1名
宮城県庁 環境生活部 環境対策課	0名
白石市役所 市民経済部 市民生活課	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催場所、開催日時及び来場者数

- ・福島市茂庭出張所(福島県福島市飯坂町茂庭宮沢口 9-1)

開催日時：令和 4 年 10 月 23 日（日） 10：00～12：00

来場者数：8 名

- ・半田公民館(福島県伊達郡桑折町南半田八反田 10-1)

開催日時：令和 4 年 10 月 23 日（日） 16：00～18：00

来場者数：0 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 10 月 14 日（金）から令和 4 年 11 月 29 日（火）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・HSE 株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

3 名の方から、3 通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、準備書について環境の保全の見地から提出された意見は3件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は次のとおりである。

福島県福島市 A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>準備書を拝見しました。</p> <p>信夫山の薬師の峰展望デッキからフォトモンタージュの見え方を確認しますと、かなり目立つように感じました。</p> <p>福島市西側で他事業で実施された風力発電機の見え方を参照するに、こちらの事業は常に太陽光の反射を受け、より目立つことが危惧されますので、是非とも発電機が周りの風景に埋没するような対策を検討・実施をお願いしたい。</p> <p>信夫山からの景観は、どの展望台からも眼下に広がる市街地風景の向こうに緑豊かな山並みへつながる全国でも珍しいものと自負しております。</p> <p>ぜひ熟慮をお願いし、この事業が景観に対しての最先端となるようお祈りしております。</p>	<p>準備書でお示ししたフォトモンタージュは、影響が最大となるよう、撮影地点に対して風力発電機が正面を向くように作成しました。また、眺望景観への影響を予測した結果、風力発電機の垂直見込み角は0.4度～0.7度であり、知見を踏まえるとその見え方は「輪郭がやっとわかる」程度とされています。さらに、風力発電機の色は比較的なじみやすいと言われている明灰色を採用することで、可能な限り景観に配慮した事業計画としております。</p>

福島県国見町 B氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>動向注視</p>	<p>今後も引き続き環境影響評価手続等を活用し、丁寧な事業の実施に努めます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>本事業にあたっては、計画段階配慮書並びに方法書において、「半田山鳥獣保護区」並びに「砂防指定地」や「土砂災害危険箇所等」を除外することを求め、さらには信仰の対象である「御在所山」近傍(1号基・2号基)や中央部(531m ピーク=4号基)、北部(712m ピーク=10号基・844m ピーク=8号基)は景観への影響が極めて大きく、生態系、防災面での懸念等から発電基設置の除外を求めて参りましたが、この度の準備書公表に至っても改善されることも無く、施工性や風況などの事業経営上のメリットのみを優先したと言わざるを得ません。また、「御在所山」からの景観影響については、「樹木により視界が限られていること…景観資源の調査地点としては選定しませんでした」と意見を無視するような姿勢には怒りさえ覚えます。</p> <p>「御在所山」山頂から直線距離で約 350m(標高差約 80m)の 1号基、同約 850m(標高差約 70m)2号基は山頂部からの北側景観を一変させる巨大な機械構造物であり、同時に福島市大笹生地内にオープンした観光施設「道の駅」からの山々の眺望を悪化させるものであり、許しがたく、改めて、これらの中止を強く求めるものであります。また、過日、現地調査を実施したところ、イノシシのぬた場やツキノワグマのクマ棚・爪痕等痕跡をかなりの頻度で確認しており、複数の個体の営巣・繁殖、生息が確認されているクマタカを始めとする希少猛禽類の保護同様の生息環境の保全は不可欠であり、現時点における生態系が変化した場合の人的、そして主要な産業である農業、特に果樹農家への影響は計り知れません。さらに、各発電基予定地等では気象観測装置や接地埋設や新たな路網の開設など、まるで事業が確定したかのような事象が散見され、同行為にあたっての許認可取得が適切に行われているのか甚だ疑問であります。私は国有林野保護監視員として国有林の巡視にあっておりますが、このような行為の場合は許可(国有林貸付・砂防指定地内行為許可他)の取得と許可掲示等、適切な対処が不可欠であることを付け加えます。</p> <p>最後に「御在所山」は信仰の山であり、静かな山として、私を含め、愛好者も存在することから、同山からの景観保護を優先に事業の大幅な見直しを強く強く求める。</p>	<p>本事業では環境影響評価手続の進捗に併せて事業計画の具体化を進めており、鳥獣保護区については、事業による改変を極力低減させるため、既存の林道を可能な限り活用する等により改変面積の最小化を図りました。また、砂防指定地や土砂災害危険箇所等については自治体等の関係機関と協議を行っており、引き続き土砂災害が発生しないよう適切な防止措置を講じてまいります。</p> <p>景観についての主要な眺望点は、「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和 2年、経済産業省)に則り、不特定かつ多数の人が利用している場所のうち、発電所を望むことができる場所を選定しました。ご指摘の御在所山については、山頂まで続く林道の入口にゲートが設置されており、不特定かつ多数の人が利用できる状況ではないこと、また、周辺は樹木により視界が限られていることから、調査地点として非選定といたしました。なお、風力発電機の色は比較的なじみやすいと言われている明灰色を採用することで、可能な限り景観に配慮した事業計画としております。</p> <p>希少猛禽類や動植物及び生態系への影響については、調査結果を踏まえ、専門家等への意見聴取を行い、必要に応じて環境保全措置を検討しました。</p> <p>なお、風力発電事業の検討に当たり、既に風況観測等を行っております。これらの事前調査の際には関係機関から必要な許可を得て実施しております。</p>